

生ごみ処理機器等購入費補助金 交付要綱を改正しました!

生ごみの減量化を推進するため、これまで運用してきました補助金交付要綱を改正し、より現代にあった生ごみ処理機器等の普及を目指します。

● 主な改正点 (概要)

項目		改正前	改正後
対象機器等	電 動	処理能力が最大3.5kg/日以下の機種	一般家庭用と認められる機種（処理能力に制限はありません。）
	コンポスト	電気等の動力を加えず発酵促進剤等の活用により、処理するプラスチック等の容器で容量300ℓ以下のもの	変更ありません。
申請の回数		購入機種を問わず1世帯1機1回限りとする。	購入機種を問わず1世帯1機1回限りとする。 ただし、当該補助金の交付決定を受けたときから5年以上が経過し、破損等により使用不可能と認められる場合において、その代替で購入するものは、再度申請ができるものとする。 (従前に交付された場合も対象となります)

● 交付申請される方へ

- ①対象者 (1) 立科町に住所を有し、かつ、居住している者
(2) 環境衛生上、機器等を適正に維持管理できる者
(3) 堆肥化物を適切に処理できる者
- ②補助金額 購入価格の2分の1以内。ただし、30,000円を限度とする。
(100円未満を切り捨てた額。)
- ③申請方法 生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書(様式第1号)に領収書(購入者名、商品名、購入金額、購入日、販売店が明記されているもので、レシートやコピーは不可とする)と設置した写真を添付して役場へ提出してください。
申請書は、町のホームページでダウンロードするか、役場町民課窓口で入手してください。

● 注意点

補助金は申請順とし、当該年度の予算の範囲内において交付するものとします。

誤 資源ごみとして容器包装プラスチックの指定袋に入れて出す。

㊟ 可燃ごみ
(赤い指定袋へ)

プラスチックマークの無い物は、資源化できません



食品を保存するタッパ

1つの分別方法は?

環境保健係

しいなちゃん!
このゴミ
どっち?

